

登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業プロポーザルに関する質問回答について

名称	登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業	
番号	質 問	回 答
1	実施要領「8 事業実施上の条件（1）イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者」について、当社の有資格者は資格取得直後のため資格証を入手するのが6月の見込みです。参加意向申出書提出時には「電気主任技術者の資格証の写し」の提出が間に合いませんが、合格通知等それに変わる証しを持って代えさせていただくことは可能でしょうか？	令和6年度電気主任技術者下期試験合格者に限り、「電気主任技術者の資格証の写し」を、「合格が確認できる電気主任技術者試験結果通知書の写し」に代えることを認めます。
2	【別記様式第3号】エ_類似事業実績概要に発注者名の記載欄がありますが、お客様情報となるため伏字とさせて頂きたいのですがよろしいでしょうか？（契約書等についても伏字とさせて頂きたい） 例えば以下のような記載内容でよろしいでしょうか？ 発注者：群馬県企業様	別記様式第3号は、外部への公表を予定していないことから、発注者名は可能な限り正式名称を記載してください。 ただし、社内規程や契約等により正式名称を記載できない場合は、最低限の範囲において伏字を認めます。 その場合は、事業を実施した場所（都道府県名）及び区分（企業又は地方公共団体等）が分かるように記載してください。
3	【別記様式第1号】ア_参加意向申出書で共同事業体での参加申込を考えておりますが、その場合は【別記様式第2号】ウ 協力企業参加届の提出は必要でしょうか？ どのような場合に協力企業参加届の提出が必要になるのかご教示願います。	共同事業体の構成員について、協力企業参加届の提出は必要ありません。 協力企業参加届については、実施要領「5 参加資格」、「6 参加に対する制限」及び「8 事業実施上の条件」に記載の内容を確認するために提出を求めるものであり、該当がない場合は提出不要です。
4	【別記様式第1号】ア_参加意向申出書で共同事業体での参加申込の場合、押印は代表企業側のものでよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。

5	【実施要領：P6 12（4）参加資格に係る書類】 「イ（登別市以外の）市区町村の納税証明書」は、他自治体と同様で法人事業税、特別税、法人都民税の納税証明書でよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。
6	【実施要領：P7 14 企画提案書（3）提出書類】 「ウ 過去の類似事業実績（任意様式）、エ 過去の終末処理場設計業務実績（任意様式）」とありますが、参加意向申出の際に「エ 類似事業実績概要（別記様式第3号）」を提出しているため、企画提案書の提出時には不要と考えてよろしいでしょうか？	参加意向申出書等の提出とは別に提出してください。 その際は、実施要領に示すとおり、他の提出書類同様、事業者（企画提案者）が特定できる要素を記載しないように注意してください。
7	【実施要領：P8 ア 企画提案書（イ）太陽光発電容量】 太陽光発電設備容量については、上限値あるいは下限値などの基準値はないと考えてよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。 別表第1 企画提案書等の評価項目及び評価基準（第2次審査）に基づき審査を行います。
8	【実施要領：P8 ア 企画提案書（ウ）自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量】 「温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出」とありますが、この1年間の総量は、事業期間20年間の平均値とすることよろしいでしょうか？	運転開始後1年間の総量を算出してください。 また、運転期間20年間の平均値も併せて算出してください。
9	【仕様書：P2 （3）事業費用 カ 契約単価】 「契約単価には、（略）必要となる一切の諸経費を含める」とありますが、既存受変電設備の改造等に係る費用は、事業者負担として契約単価に含む形になりますでしょうか？	お見込のとおりです。

1 0	登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインによると設置者の事業所等と併設され、主に自己消費を目的とする設備は除外となるとありますが、若山浄化センターについても対象外との認識でよろしいでしょうか。なお、設置させていただくフェンスの色については景観に配慮した色調にするなどの対応を行います。	お見込のとおりです。
1 1	地質調査の結果から軟弱地盤と判明した場合、設置が可能な程度にするための地盤改良工事については登別市様にて実施いただけたと考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者側の負担で実施してください。
1 2	【実施要領：P8 ア 企画提案書（キ）事業シミュレーション】 「事業期間終了後、市が設備の無償譲渡を受けて10年間設備を運用」とありますが、共同事業体による20年間の事業期間の事業シミュレーションにより自家消費料金単価を算定することによろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
1 3	【実施要領：P8 ア 企画提案書（キ）事業シミュレーション】 「30年間での総発電量及び消費量、二酸化炭素削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと」とありますが、市への無償譲渡後の機器更新費は、本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。 この「総コスト」の考え方についてご教示ください。	前段、お見込のとおりです。 後段、総コストについては、無償譲渡を受けて10年間設備を運用すると仮定した場合に必要な機器更新費、メンテナンス料、保険料等の設備運用に係る全ての費用です。
1 4	【仕様書：P2 （2）設備容量検討】 「当該設備で発電した電力はすべて自家消費とすること」とありますが、施設の受電点から外部に供給する（逆潮あり）提案は、対象外と考えてよろしいでしょうか	お見込のとおりです。

1 5	【仕様書:P3 (4)設備等の基本条件 イ 「リスクと責任分担」 「別紙2」】 「共通」「法令・条例等の変更」について、他の地方公共団体のプロポーザルでは、消費税などの税に関する法令・条例等の変更については、発注者（地方公共団体）側の負担とする例がございますが、本事業における税に関する法令・条例等の変更については、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税の税率変更については、自家消費料金単価に反映することとします。
1 6	【仕様書:P3 (4)設備等の基本条件 イ 「リスクと責任分担」 「別紙2」】 「共通」「第三者賠償」について、太陽光発電設備及び附帯設備に起因する損害の場合でも、貴市の指示や貴市の帰責事由によって損害が生じた場合には、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	著しく不合理な指示及び明らかに市の責による場合を除き、別紙2のとおりとします。
1 7	【仕様書:P3 (4)設備等の基本条件 イ 「リスクと責任分担」 「別紙2」】 「建設段階」「一時的損害」について、工事目的物等に関して損害が生じた場合でも、貴市の指示や貴市の帰責事由によって損害が生じた場合には、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	著しく不合理な指示及び明らかに市の責による場合を除き、別紙2のとおりとします。
1 8	【仕様書:P3 (4)設備等の基本条件 イ 「リスクと責任分担」 「別紙2」】 「維持管理関連」「維持管理費の上昇」について、事業者の責めによらず市中の物価変動によって維持管理費が上昇した場合、売電単価を変更については別途協議させていただける認識でよろしいでしょうか。	別紙2のとおりとします。

1 9	【仕様書：P3 （４）設備等の基本条件 イ 「リスクと責任分担」「別紙２」】 「維持管理関連」「市施設損傷」について、市施設に関して損害が生じた場合でも、貴市の指示や貴市の帰責事由によって損害が生じた場合には、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	著しく不合理な指示及び明らかに市の責による場合を除き、別紙２のとおりとします。
2 0	【実施要領：P9 オ 記入上の注意事項（オ） ページ数カウント】 「表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない」とありますが、ここでの「参考見積書」の対象についてお考えをご教示ください。 実施要領 P.9__イ 事業実施体制__（カ）工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画についての資料上で参考見積書といった形でご提示させていただければと思います。	参考見積については、実施要領に示すとおり、企画提案書における「（カ）自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）」において提示することとし、参考見積書として別途資料を添付する場合は記入上の注意事項に従うこと。
2 1	5/12 の参加意向申込までに施工会社を確定させることが難しい場合、協力企業参加届については未提出でもよろしいでしょうか？ もし提出が必須の場合、元請け、一次請け等の情報を仮に記載し、後から変更することは可能でしょうか？	協力企業参加届は、可能な限り正確な情報を記載して提出してください。 ただし、参加意向申出書等の提出時点において協力企業が未定の場合は、当該協力企業参加届の提出を省略することができます。
2 2	工事車両のルートは上登別室蘭線の浄化施設と太陽光発電施設計画地の間にあるゲートの利用でよろしいでしょうか。	工事車両の通行ルートについては、施設北西側の市道富士若山路線（旧道道上登別室蘭線）に２箇所設置されている入退場ゲートのうち、北東側を使用してください。
2 3	地盤調査が必要と判断しますが、現状の盛土発注にあたってコーン指数等の地盤強度の仕様など分かる資料があれば共有いただけないでしょうか。	当該資料はありません。

2 4	現在の地盤高は、南西側が最も低くなっています。 その河川への放流用集水桝を設置することを想定しておりますが、今後の計画上問題ないでしょうか。	太陽光発電設備設置可能場所の南西側については、修景のための盛土に支障のない範囲において、集水桝等を設置することが可能です。
2 5	太陽光パネル設置範囲の雨水の流末は南西部で想定していますが、河川放流手続き・協議は受注会社側で行うのでしょうか。	太陽光発電設備設置可能場所の南西側の柵渠については、河川ではありませんが、排水放流等の協議は市で行います。
2 6	太陽光発電所の計画範囲に制限はあるのでしょうか。 基本的に設置場所については北側へ寄せる計画で考えております。	仕様書に示す太陽光発電設備設置可能場所の範囲において、特に制限はありません。
2 7	一部単相回路を除き、既存設備は全て回路毎に ZCT、OCGR、SHT ブレーカにより地絡保護を行っているように見受けられます。 今回設置する太陽光を接続する回路にも、同仕様の地絡保護が必要でしょうか。 また必要である場合、各機器にメーカーや型番の指定はありますでしょうか。	地絡保護は、施設の機能維持に重要であるため、太陽光発電設備の内容、既設受変電設備との接続方法に応じて、事業者の判断で確実に実施してください。